



第2号様式（第3条関係）

令和7年4月4日

（宛先）桜井市議会議長

回答者 桜井市長 松井 正剛



文書質問回答書

令和7年3月26日付け 大西 亘 議員の文書質問について、桜井市議会文書質問実施要綱第3条第3項の規定により、次のとおり回答します。

| | |
|------|---|
| 質問事項 | グリーンパークリサイクル棟の火災被害における今後の対応について |
| 回答内容 | <p>1点目</p> <p>市長を本部長、副市長、教育長を副本部長、全部局長を委員とした対策本部を、令和7年3月19日付で設置することを決定しました。</p> <p>また、対策本部内に作業部会を設置し、個別の案件については協議し、対策本部にて決定していくこととなります。</p> <p>2点目</p> <p>市民の方々には、桜井市ホームページ、X（旧Twitter）、LINE、広報誌わかざくら、自治会を通じての情報発信に努めて参ります。</p> <p>市議会には適時報告させていただき、いずれも丁寧な情報発信</p> |



に努めて参ります。

3点目

この度の火災では、本市が加入する全国市有物件災害共済会から、共済金の給付が受けられる見込みです。

り災したリサイクル棟におきましては、建物のほか、据付機械装置等の一式につきましても給付の対象となっております。

現在、この度の火災のり災物件が加入している保険は、以上でございます。

4点目

粗大ごみ、不燃ごみについては、現在、通常通りの収集を行っております。

粗大ごみ、不燃ごみのグリーンパークへの持ち込みは、不要不急であるときは控えていただくようお願いしています。処理委託先の確保が急務であり、確保でき次第、直接持ち込みについても通常の受入れに戻す予定をしています。

リサイクル品についても、現在、通常通りの収集を行っています。こちらも処理委託先の確保が急務であります。

今後、市民の皆様にはこれ以上のご不便をおかけしないよう万全を尽くして参ります。

5点目

粗大可燃ごみ、不燃ごみにも可燃性素材が多く含まれているうえ、不燃ごみにはカセットボンベ等の危険ごみの混入が皆無ではないため、爆発及び火災のリスクがあります。

過去の火災事案を受けて、マニュアル等は作成していないものの爆発及び火災予防対策として、各種研修会へ参加し、その情

| | |
|------|---|
| | <p>報を部内及び各処理施設の民間受託事業者と共有を図り、危険ごみの収集日を設定、初期消火の徹底、ごみをフロアに広げて職員による危険ごみの確認と除去、ごみに散水し湿らせて機械処理を行う等の対策を実施して参りました。</p> <p>また、リチウムイオン蓄電池に起因する火災対策研修にも参加し、リサイクルセンター棟にごみをできるだけ残さないような処理、勤務時間外での火災を想定したごみ焼却施設運営受託者との連絡・通報体制の構築並びにそれらの訓練など、火災被害の最小化に取り組んで参りました。</p> <p>今回の火災は、痛恨の極みではありますが、今後は原因が判明次第いっそうの対策を図りつつ、職員一丸となって二度と火災を起こさないよう火災予防・危険予防に努めて参ります。</p> |
| 担当部局 | 環境部施設課 |

